

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員の文書及び公印の管理に関する規程

平成11年9月2日

監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第17号）第8条の規定に基づき、監査委員の文書及び公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書)

第2条 監査委員の文書の記号は、「彩広域連合監」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、彩の国さいたま人づくり広域連合文書規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第4号）の例による。

(公印)

第3条 監査委員の公印の名称、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、彩の国さいたま人づくり広域連合公印規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第5号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 形
彩の国さいたま 人づくり広域連 合監査委員印	方 27	